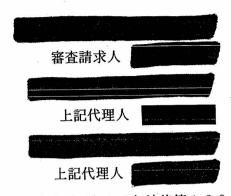
## 裁 決 書



平成21年7月28日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第1項及び第3項の規定により、次のとおり裁決する。

## 主

本件審査請求のうち、住宅扶助の額を正確に調査し、見直すことを求める請求を却下し、 が、 平成21年7月23日付けで審査請求人に対し行った生活保護開始決定処分のうち、住宅扶助に係る部分は、これを取り消す。

### 事実

(以下「処分庁」という。)は、平成21年7月23日、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、生活保護開始決定処分(以下「原処分」という。)を行った。

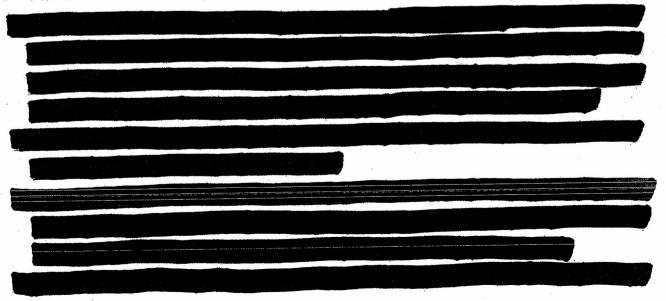
請求人は、原処分を不服として、平成21年7月28日、北海道知事に審査請求を行った。

# 請求の要旨

- 1 原処分において、住宅扶助として、礼金(権利金)分が支給されなかったことが不服である。
- 2 原処分における住宅扶助の額を正確に調査し、見直すこと。

# 裁決の理由

1 本件に関しては次の事実が認められる。





### 2 判断

- (1) 請求の要旨1について
  - ア 敷金等の認定について
    - (7) 保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、基準額以内の家賃を必要とする住居を確保するときは、基準額に3を乗じて得た額の範囲内において必要額を認定して差し支えないとされており(生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の4の(1)のキ)、また、礼金についても敷金等に含めて認定できることとされている(生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第7の35))。
      - イ) また、課長通知問(第7の77)によると、前記(ア)の「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、真に必要であると認められるときである。
        - ①居宅生活ができると認められること。
        - ②公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
        - ③他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
        - ④保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6ヶ月を超えて居住することが見込まれること。

### イ 処分庁の主張

処分庁は、平成21年8月14日付けの弁明書において、請求人の住居は、保護申請と同日であっても、保護申請前に契約したものであるから、「安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」に当たらないので、礼金を支給しなかった原処分に違法・不当な点はないと主張する。

#### ウ 原処分について

前記1の(1)によると、請求人は、保護を申請するまでの相当期間にわたり、住居のない状態であったことが認められる。また、請求人が住居の賃貸借契約を行ったのは、保護申請前とはいうものの、同日中のことである。

局長通知第10の3によれば、保護の開始時期は原則として申請のあった日以降において要保 護状態にあると判定された日とされ、日を単位に保護を実施することとなっている。よって、保 護申請の日における手続の時刻の前後について考慮することは適当でない。

したがって、保護を申請した時点で、契約により支払う義務を負っている礼金を支払っていな

いのであれば、その住居は安定した住居とはいえないと判断することが妥当であり、処分庁の主 張は失当である。

また、そもそも、処分庁は、礼金を既に支払ったかどうかを確認しておらず、前記アの(イ)に 該当するかどうかについても確認していない。それらを確認せずに、単に保護申請前に契約した 住居に係る礼金であることをもって支給要件に当たらないとする主張も失当である。よって、住 宅扶助に礼金を含めて支給しなかった点において、原処分は不適当といわざるを得ない。

### (2) 請求の要旨 2 について

行政不服審査法は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求することができると定めている(第 4条)が、審査請求をすることができる者は、当該処分により、直接に自己の権利若しくは利益を 侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者であり、処分が取り消されることにより救済され るべき自己の権利又は利益を有している者でなけれなならないと解されている。

請求人は、原処分における住宅扶助の額を調査し直し、実際に家賃として支払った額に変更する ことを求めていると解されるが、前記1の(4)ないし(7)のとおり、処分庁は、請求人からの申告に 基づき当該住宅扶助の額を変更し、過支給となった額の返納を求め、請求人はこれでは大力を終を 行っている。

そして、過支給となった額

は、処分庁が原処分で認定した住宅扶助

と、請求人が実際に支払った額 との差額であり、適正なものと認められる。

したがって、請求人にとって、原処分の取消しを求める法律上の利益はないので、請求は不適法 である。

よって、主文のとおり裁決する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋



教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以 内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として、札幌地 方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知っ た日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取 消しの訴えを提起することができなくなります。